

## 旅館業における規制緩和について

○新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日閣議決定)  
経済対策(「5. 日本を元気にする規制改革100」部分抜粋)

別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項

<観光振興をはじめとした地域活性化>

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期
17	町屋・古民家を活用した宿泊施設に対する旅館業法の規制緩和	町屋や古民家を活用した宿泊施設について、玄関帳場の設置義務など旅館業法に定めのある構造設備基準を緩和することについて、平成22年度中に検討を開始し、本年特区で措置した事例の検証を行い、平成23年度以降早期に結論を得る。	平成22年度検討・平成23年度以降早期結論
18	農林漁家における「民宿」と「民泊」の区分の明確化	有償で不特定多数の他人を宿泊させる場合には民宿開業に伴う旅館業の許可が必要であるが、教育旅行など生活体験等を行い、無償で宿泊させる民泊の場合は、同法律の規定上適用除外であることを地方自治体に対して周知する。	平成22年度措置

○構造改革特別区域の第18次提案等に対する政府の対応方針

(平成22年10月14日構造改革特別区域推進本部決定)

別表3 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

番号	事項名	検討の概要	実施時期
933	田舎暮らし小規模民宿開業に係る規制緩和	旅館業法における客室面積等の規制緩和については、提案を踏まえ、客室の衛生確保、経営の安定等の観点も含めて検討し、結論を得る。	平成23年度中できるだけ早期に結論

○総合特区制度を念頭に置いた規制・制度改革

番号	事項名	検討の概要	実施時期
19	旅館業法に係る客室面積要件の適用除外(田舎暮らし交流体験民宿)	農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合については旅館業法上客室面積要件が緩和されているが、地域に根ざした伝統工芸品の製造業者又は集落の活性化や空き部屋利用に取り組むNPO法人が小規模な民宿を開業する場合について、客室の衛生確保、経営の安定等の観点から要件の緩和の是非について検討を行う。	
20	町屋・古民家に関する旅館業法の規制緩和(最低客室数及び玄関帳場の設置義務等の緩和)	玄関帳場については既に特区として措置済みであるが、その条件の見直しについて検討するとともに、その他の構造設備基準について、客室の衛生確保、経営の安定等の観点から要件の緩和の是非について検討を行う。	